交通安全県宣言記念日

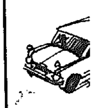

どこへゆく

ハイ横断

わるふざけ

うけましょう 家族そろって総合検診
〜結核・循環器・胃部・糖尿病〜

村では、例年実施している結核、血圧検診のほかに今年から胃部検診、糖尿病検査を併合し、「総合検診」と銘うって、七月十六日から各部落毎に実施することにしました。

糖尿病検査は初めての試みですが、結核については昨年は新患者発生ゼロというすばらしい成績を挙げ、結核予防優良町村として表彰をうけていますが、血圧、胃部関係の疾病者が新津保健所管内ではトップを占めているという不名誉の反面もあります。

こういう実情にかんがみ、このたび総合検診を実施しますので、この機会にぜひ受診され健康で明るい家庭生活をつくりましょう。

◎受診対象者

官公署、会社等で職場検診を受けられる方は対象外です

1 結核検診　対象者全員
2 血圧検診　35才以上の方全員及び希望者
3 胃部検診　希望者
4 糖尿検査　女性全員、35才以上の男性

なお個人通知はしませんが後日、日程等を各世帯に配布します。

◎検診日程

月日	該当地区
7月16日	小杉
7月17日	川根谷内
7月17日	藤山駒込
7月18日	沢海中下
7月19日	沢海上
7月19日	焼山
7月20日	木津
7月23日	二本木
7月24日	横越上下
7月25日	横越中
7月26日	未受診者

人権相談所開設

期日　7月17日
時間　午前10時〜午後3時
場所　横越通琳寺

次の問題でお困りの方は、気軽に相談にお越しください秘密が他にもれることは絶対ありません。

一、老人や子供等が虐待されている。
二、騒音、悪臭等で生活がおびやかされている。
三、おどしや暴力で義務のないことを強いられたり、家主や地主から一方的に追いたてられている。
四、他の人と差別して扱われている場合等の人権問題。
五、交通事故による損害賠償離婚、土地、建物等に関する紛争が起きたが資力にとぼしいため、訴訟で解決をはかれないときなどの法律扶助問題。

あなたも児童手当がもらえます

十八才未満の児童三人以上を養育しており、その内一番下の児童が十才未満（昭和三十八年四月二日以降生）である場合で、まだ役場に児童手当の認定請求をしていない方は、至急印鑑持参の上お越しください。

（住民課）

児童手当現況届の結果についてお知らせ

先月六月一日から五日まで児童手当現況届の受付を行い前年の所得および養育状況、並びに受給者の被用関係を調査した結果、今年の六月より引続いて児童手当の支給をうけることができると認定された方には、改めて認定通知をお送りしませんからご了承ください。

プールはじまる
7月15日から一般開放

水泳シーズンがやってきました。

村民プールの一般開放を七月十五日からはじめます。

暑い夏を健康な体力づくりのために、水泳技能の向上に婦人の美容に積極的に利用されることをおすすめします。

利用について次の注意事項と日程をご覧のうえ、ご協力をお願いします。

※使用上の注意

① 使用の際は、監視員の指示に従いましょう。
② プール入口にある注意事項を守って、人に迷惑かけないようにしましょう。
③ 事故をおこさないことが第一の要件です。各人が十分注意して安全な水泳ができるようお互いに注意しましょう

一般のプール使用日程

一般使用のとき児童生徒の利用は父兄同伴（成人）に限り許可する。

月	日	曜日	開放時間
7月	15	日	10.00〜5.00
	16	月	4.30〜6.00
	17	火	〃〜〃
	18	水	〃〜〃
	19	木	〃〜〃
	20	金	〃〜〃
	21	土	1.00〜6.00
	22	日	10.00〜5.30
	23	月	4.30〜6.00
	24	火	10.00〜5.30
	25	水	〃〜〃
	26	木	5.30〜6.30
	27	金	5.30〜6.30
	28	土	1.00〜6.00
	29	日	10.00〜5.30
	30	月	5.30〜6.30
	31	火	5.30〜6.30
8月	1	水	5.30〜6.30
	2	木	5.30〜6.30
	3	金	5.30〜6.30
	4	土	プールそうじと水の入替えのため休みます。
	5	日	
	6	月	5.30〜6.30
	7	火	5.30〜6.30
	8	水	5.30〜6.30
	9	木	5.30〜6.30
	10	金	5.30〜6.30
	11	土	1.00〜6.00
	12	日	10.00〜5.30
	13	月	お盆のため休みます。
	14	火	
	15	水	10.00〜5.30
	16	木	10.00〜5.30
	17	金	5.30〜6.30
	18	土	1.00〜6.00
	19	日	10.00〜5.30
	20	月	5.30〜6.30
	21	火	5.30〜6.30
	22	水	5.30〜6.30
	23	木	5.30〜6.30
	24	金	5.30〜6.30
	25	土	1.00〜6.00
	26	日	10.00〜5.30
	27	月	5.30〜6.30
	28	火	5.30〜6.30
	29	水	5.30〜6.30
	30	木	5.30〜6.30
	31	金	5.30〜6.30

国民年金保険料の納め忘れはありませんか

国民年金の保険料は、納期限まで必らず納めなければなりません。

この納期限というのは、毎年七月、十月、一月、四月の各月の末日で、その前三か月分をその納期限までに納めるしくみです。さしあたってこの四、五、六月分の保険料は七月末日が納期限となっています。

国民年金は、他の公的年金制度と同じように、あらかじめ将来に備えて保険料を納めその納めた年数に応じて老令年金をうける年数比例の方式をとっています。

しかし、国民年金の加入期間は、二十才から六十才になるまでの四十年間ですが、老令年金をうけようとするにはこの加入期間中に二十五年以上保険料を納めているか、あるいは、保険料の免除をうけていることが必要です。（ただしこの期間は生年月日によって十年から二十四年に短縮されています）

国民年金の保険料は、さきの納期限から二年経過すると時効にかかり、その期間分の保険料は納められなくなります。したがって保険料の納め忘れがあってこの二十五年の資格期間が満たせなかった場合、せっかくの老令年金がうけられなくなります。

今年は年金の年と呼ばれ、さきの国会に提出された四十八年度政府予算案についても最近の年金制度によせられる周囲の期待を反映して年金額を現行の一挙に二、五倍、夫婦五万円年金の実現を図るなどまた、スライド制（物価の上昇に応じて年金額を引上げていくこと）を導入するなど、画期的な改善内容がもりこまれています。

昨年十二月に公表された四十七年版厚生白書では、昭和七十年代を展望して、わが国も西欧並の老人国（人口の十二%以上が六十才以上）となり、年金の受給者もふえてきて名実ともに国民皆年金の時代をむかえるといっていますその時になって、あなただけが年金をうけられない、とり残された状態となっては、はなはださびしい限りです。

保険料は納期ごとにキチンと納めて豊かな老後に備えましょう。

◀◀◀年少就職者相談室のご利用を▶▶▶

緊張の連続だった職業生活も、三カ月程経験すると最初の緊張もゆるんできます。

人生にはゆとりが必要です。

このことはよいのですが、この頃気をつけたいのが職場生活の悩みです。

「自分がこの職業に向いていないのではないだろうか」「将来どうなるのだろうか」「どうも先輩・同僚とうまくいかない」「給料が少ないのではないだろうか」等、職場生活につきものの悩みにぶつかる場合があります

職安では、年少就職者相談室を設け、職場訪問、あるいは窓口でこれらの相談に応じています。

職場の悩みは、自分の「殻」にとじこもらずに、上司・先輩・出身学校の先生・父兄等に相談をもちかけて助言を求めることが解決をはやめます。

職業安定所年少就職者相談室

（電話⑷〇一三一内線三〇）をご利用ください。

固定資産税
改正のあらまし

(一)宅地等にかかる改正

宅地等に係る固定資産税は、従来の負担調整措置が講じられていたが、今回地方税法の一部改正で住宅用地と非住宅用地とに区分し評価額に基づいて課税されることになった。住宅用地と非住宅用地の特例と昭和四十八年度、昭和四十九年度に次のような措置が講じられる。

(1) 住宅用地
課税標準を評価額の二分の一とすることになったが、昭和四十八年度及び昭和四十九年度に限り現行の方法で課税される。

(2) 非住宅用地（住宅用地以外の宅地）
イ 法人が所有する非住宅用地の固定資産税の額は、昭和四十八年度にあっては評価額と現行制度による課税標準との差額の三分の二の額、昭和四十九年度にあっては当該差額の三分の一を、評価額から控除した額によって税額を算定する。
ロ 個人が所有する非住宅用地の固定資産税の額は、昭和四十八年度にあっては現行の措置による税額とし昭和四十九年度にあっては評価額と現行制度による課税標準との差額の二分の一を評価額から控除した額によって税額を算定する。

(二)住宅用地認定の基準

(1) 住宅用地とは、賦課期日にもっぱら人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供されている土地で家屋の床面積の十倍の面積までとし十倍をこえる部分の面積は非住宅用地となる。

(2) 併用住宅（一棟の建物内に業務の用に供する部分と居住の用に供する部分のある建物）の敷地は、建物の居住部分とその他の部分の床面積の割合によりあん分して住宅用地と非住宅用地の面積を計算する。

(3) 住宅の建設予定地および建設されつつある土地は住宅用地ではなく非住宅用地となる。

(三)住宅用地の申告

宅地等のうち、いずれの土地が住宅用地になるかをはっきりさせる必要があるので、住宅用地の所在および面積、その上に存する家屋の床面積および用途、その他必要な事項を住宅用地の所有者が申告しなければならなくなった。本年は昭和四十八年一月一日（賦課期日）の状況によって八月三十日までに申告していただくことになっている。また、同一の所有者が継続して住宅用地を所有し、申告内容が前と変らない場合は昭和四十九年からの申告をする必要はない。

（申告書は後日配付）

(四)固定資産税額の計算

改正による固定資産税は住宅用地であるか非住宅用地であるかを認定して税額を算定することになったが、昭和四十八年度第一期の納期までに法律が成立しなかったこと等により、旧法の規定により仮算定で税額が計算されている。

住宅用地の申告後改正された規定により本算定をし、過不足を生じた場合は通知をする。

(五)市街化区域農地

首都圏、中部圏、近畿圏の区域のA農地、B農地のみが課税されることになり、その他の市街化区域農地については、昭和五十年度末まで従来どおり固定資産税は据え置くこととされた。

(六)固定資産税の免税点の引上げ

固定資産税の免税点は、物価あるいは地価の上昇の状況などの事情を考慮し、償却資産については小規模事業者の負担を軽減するということで、次のように改正された。

土地　十五万円（改正前八万円）
家屋　八万円（改正前五万円）
償却資産　一〇〇万円（改正前三〇万円）